

平成26年農作業雇用標準賃金のお知らせ及び農地の賃借料等情報の提供について

○平成26年 農作業雇用標準賃金

(平成26年1月27日から適用)

| 作業内容 | | 単位 | 標準額 (円) | 備考 | |
|------|-----------------------------|--------|---------|--|---|
| 人力の部 | 田植え | 1日あたり | 5,500 | <ul style="list-style-type: none"> ・1日8時間労働、昼食は持参とする。(8時間を超える場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める) ・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。 | |
| | 水田(畑)除草 | | | | |
| | 稲(麦)刈り | | | | |
| | 一般農作業 | | | | |
| 機械の部 | 耕起(田畑) | トラクター | 10a | ロータリー 5,500 | <ul style="list-style-type: none"> ・昼食、燃料は持参とする。 ・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。 |
| | | | | ブラウ(深耕) 10,000 | |
| | 代かき | トラクター | 10a | 6,500 | |
| | 田植え | 田植え機 | 10a | 8,500 | <ul style="list-style-type: none"> ・育苗、手直しは別途料金 ・昼食、燃料は持参とする。 ・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。 |
| | | | | 田植え機(苗持込み) | |
| | 水稲刈取り | バインダー | 10a | 9,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・紐付き ・昼食、燃料は持参とする。 ・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。 |
| | | | | コンバイン | |
| | 麦(陸稲)刈取り | コンバイン | 10a | 12,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・昼食、燃料は持参とする。 ・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。 |
| | 脱穀 | ハーベスター | 10a | 9,500 | |
| | 水(陸)稲乾燥 | 乾燥機 | 玄米 30kg | 水分23%以上 500 20%以上 450 15%以上 400 | |
| | | | 粳1kg | 25 | |
| | 水田全面委託(ただし、水周り、除草、肥料、農薬を除く) | | 10a | 85,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・昼食、燃料は持参とする。 ・作業内容は原則として次のとおりとする。 耕起2回 代かき2回(荒代・本代) 田植え(苗持込み) 刈取り(コンバイン) 乾燥、運賃(粳600kgの場合) |